

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例（令和2年藤沢市条例第12号）第5条の規定により、次のとおり徴収対象区域を定めたため、これを公告する。

なお、その関係図面は、公告の日から2週間、道路下水道部下水道計画業務課において一般の縦覧に供する。

2026年（令和8年）6月17日

藤沢市長
鈴木 恒夫

1 公共下水道事業受益者負担金

徴収対象区域	該当する土地の地番
東部第一負担区（東部処理区）	渡内四丁目716番3、 716番4、 716番5、 717番1
東部第二負担区（東部処理区）	円行815番4

以上